

## 平成24年第2回玉名市農業委員会総会議事録

平成24年2月29日（水）午後1時30分 玉名市福祉センター 会議室B  
に招集した。

1. 本日の出席委員は、次のとおりである。

1番	寺田 誠一	2番	東 令佐	3番	西川 英文	4番	三原 一男
5番	星野 泉	6番	永田 知博	7番	島村 隆雄	8番	永田 達三
9番	奥村 隆一	10番	坂西 孝之	11番	嶋田 清人	12番	本田多美子
13番	丸山 近信	14番	田尻 敏夫	15番	西木 美津子	16番	河野 征史
18番	栗田 稔	19番	田上 一	20番	原口 邦弘	22番	小路 修三
23番	木村 勝	24番	吉田 道子	25番	柴原 豊	26番	松下 善伸
27番	杉本 征子	29番	小澤 一成	30番	中尾 新一	31番	塚本眞由美
32番	田中 正司	33番	岡本 大助	34番	早高 義徳	35番	平野 和昭
36番	藤川 賢一	37番	石本 和成	38番	小田 募		

1. 本日の欠席委員は、次のとおりである。

17番 取本 一則 21番 堀本 義寛 28番 松村 毅一

1. 傍聴者数は、次のとおりである。

0 名

1. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

局長 永井 正治 次長 西村 則義 係長 立川 芳美 主任 宮田 正文  
主任 清田 静香

1. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0 名

### 議 題

第 8号 農地の所有権移転許可申請について（3条許可分）  
第 9号 農地の賃貸借権設定許可申請について（3条許可分）  
第 10号 農地の使用貸借権設定許可申請について（3条許可分）  
第 11号 農地の転用許可申請について（5条許可分）  
第 12号 農用地利用集積計画の決定について

報 告

- 第 4号 農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について（18条）
- 第 5号 農地の形状変更届について
- 第 6号 許可不要転用届について

## 1. 開 会

○事務局長（永井正治君） 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、開会したいと思います。

現在の出席委員は38名のうち、松村委員、堀本委員、取本委員3名の方から欠席の届けが出ております。35名の出席でございますので、玉名市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして会議は成立しております。

ただいまから、平成24年第2回の玉名市農業委員会総会を開会いたします。

-----○-----

## 2. 会長挨拶

○事務局長（永井正治君） まず、寺田会長よりご挨拶をいただきまして、引き続き会議規則第4条により議長をお願いし、進行していただきます。よろしく申し上げます。

○会長（寺田誠一君） 皆さんこんにちは。

本日は大変お忙しい中ご出席いただきましてありがとうございます。そしてまた、先月の16、17日、県外研修の折には皆さん方には非常に寒い中にもかかわらず多数のご参加をいただきまして、それぞれの研修ができたのではないかと考えておる次第でございます。

それと、今日既に皆さん方にもお話を申し上げておりますように、この会議の終了後、大浜のJRの農場で研修を受けることになっておりますので、極力皆さん方議事進行にはご協力のほど、お願いを申し上げたいと思います。

それでは、早速でございますけど、議事に入りたいと思います。本日の議案は、議第8号より議第12号までの87件と、報告32件が提案されております。慎重なる審議よろしく願いいたします。

-----○-----

## 3. 議事録署名委員指名

○会長（寺田誠一君） 本日の議事録署名委員は、29番、小澤委員と30番、中尾委員をお願いいたします。

-----○-----

## 4. 議 事

○議長（寺田誠一君） それでは、議事に入ります。議第8号、農地法第3条、農地の所有権移転許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第8号についてご説明いたします。議案の1ページをお願いいたします。

議第8号、農地の所有権移転許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の所有権移転許可申請について許可するものとする。平成24年2月29日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の樹園地954㎡を農業廃止と規模拡大による売買です。

2番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑412㎡を労力不足と規模拡大による売買です。

3番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の畑875㎡を妹へ贈与するものです。

4番、北坂門田の申請人で、申請物件が北坂門田の田1,738㎡を子へ贈与するものです。

5番、山田の申請人で、申請物件が山田の畑617㎡を経営縮小と相手方の要望による売買です。

6番、玉東町と中坂門田の申請人で、申請物件が中坂門田の畑1,239㎡を交換するものです。

7番、中坂門田と玉東町の申請人で、申請物件が中坂門田の畑967㎡を交換するものです。

8番、熊本市と富尾の申請人で、申請物件が富尾の田2,012㎡を農業廃止と規模拡大による売買です。

9番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田497㎡他7筆、計5,669㎡を甥へ贈与するものです。

10番、伊倉南方の申請人で、申請物件が天水町の樹園地976㎡他1筆、計1,464㎡を子へ贈与するものです。

11番、築地と河崎の申請人で、申請物件が岱明町の畑365㎡他1筆、計860㎡を農業廃止と規模拡大による売買です。

以上、11件、1万6,807㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし申請内容を審査いたしました。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などにも問題ないこと。下限面積要件も超えていることから許可要件をすべて満たしていると判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次、担当委員からの説明をお願いいたします。

まず、1番、2番から続けて説明ください。

○37番（石本和成君） 譲受人は譲渡人のところを探されておまして、農業廃止と

規模拡大ということで、許可相当だと判断いたしました。

2番は、労力不足と規模拡大ということで、許可相当と認めます。全体が100万円となっておりますけれども、転用すればすぐ宅地になるところでございますので、こういうふうな価格設定をされております。

○議長（寺田誠一君） 次、3番。

○25番（柴原 豊君） 譲渡人がもう耕作しない、妹に譲りたいということで、許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次、4番。

○12番（本田多美子君） これは、母から子への贈与ということで、何ら問題はなく、許可相当と判断いたします。

○議長（寺田誠一君） 次、5番。

○3番（西川英文君） 譲渡人の土地と譲受人の土地は隣接地でありますし、経営縮小ということで、許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次、6番、7番、続けてご説明お願いいたします。

○12番（本田多美子君） これは、お互いの合意のもと、耕作便利により交換ということで、何も問題なく許可相当と判断いたします。

○議長（寺田誠一君） 次、8番。

○16番（河野征史君） 譲渡人の方は農業廃止というところで、場所的にも熊本でありますし、いうならば、譲受人の方が今までずっと耕作をされておられまして、全部受人の方に譲るというところで、何も問題はないと判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次、9番。

○19番（田上 一君） 譲受人、譲渡人は叔母、甥の関係であります。贈与に関しては、何ら問題はないと判断いたします。

○議長（寺田誠一君） 次、10番。

○10番（坂西孝之君） 親から子への贈与ということで、何ら問題ない、許可相当と判断します。

○議長（寺田誠一君） 次、11番。

○3番（西川英文君） これも農業廃止ですね、相手方は、譲受人は規模拡大ですので問題ないと判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） ありがとうございます。担当委員の説明が終わりました。この11件につきまして、他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（はいの声）

○議長（寺田誠一君） ない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 農地法第3条、農地の所有権移転許可申請について、原案どおり決定することといたしました。

次に、議第9号、農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第9号、農地の賃貸借権設定許可申請について。農地法第3条第1項の規定による下記農地の賃貸借権設定許可申請について許可するものとする。平成24年2月29日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、大浜町の申請人で、申請物件が大浜町の田2,282㎡他1筆、計3,202㎡を労力不足と相手方の要望により、平成24年3月1日から10年間の契約をするものです。

2番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田566㎡を労力不足と規模拡大により、平成24年3月1日から5年間の契約をするものです。

3番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の樹園地547㎡を相手方の要望と規模拡大により、平成24年3月1日から5年間の契約をするものです。

4番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田473㎡を労力不足と規模拡大により、平成24年3月1日から5年間の契約をするものです。

5番、上小田の申請人で、申請物件が上小田の田366㎡他3筆、計2,790㎡を農業廃止と新規就農により、平成24年3月1日から10年間の契約をするものです。

6番、上小田の申請人で、申請物件が上小田の田1,678㎡を労力不足と新規就農により、平成24年3月1日から10年間の契約をするものです。

7番、熊本市と上小田の申請人で、申請物件が上小田の田1,897㎡を労力不足と新規就農により、平成24年3月1日から10年間の契約をするものです。

8番、岱明町の申請人で、申請物件が岱明町の田545㎡他2筆、計2,526㎡を労力不足と相手方の要望により、平成24年3月1日から5年間の契約をするものです。

9番、伊倉北方の申請人で、申請物件が北牟田の田3,911㎡他1筆、計7,474㎡を労力不足と規模拡大により、平成24年2月29日から5年間の契約をするものです。

10番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑7,431㎡を労力不足と規模拡大により、平成24年3月1日から5年間の契約をするものです。

以上、10件、2万9,084㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項各号の禁止規定に照らし、申請内容を審査しました。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下

限面積要件も超えていることから、許可要件のすべてを満たしているものと判断しましたので、ご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次、担当委員の説明をお願いいたします。

1番、お願いします。

○7番（島村隆雄君） 貸人と借人は親戚同士でございます。労力不足と相手方の要望ということで、許可相当と判断いたします。

○議長（寺田誠一君） 次、2番。

○38番（小田 募君） 貸人の労力不足と借人の規模拡大ということで、許可相当と判断いたします。

○議長（寺田誠一君） 次、3番。

○33番（岡本大助君） 相手方の要望と規模拡大、これは土地が隣接しておりますので、作るにしても便利がいいということでございます。許可相当と判断いたします。

○議長（寺田誠一君） 次、4番。

○31番（塚本眞由美君） 貸人と借人は叔母と甥の関係でありまして、貸人の労力不足、借人の規模拡大で、また再設定であり、許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次、5番、6番、7番、関連がございますので、続けて説明をお願いいたします。

○14番（田尻敏夫君） 5番、6番、7番、各貸人の方のほうは機械等も持っておられずに、自分では耕作はできないという状況にあり、借人の方は3件とも同じ方ですけれども、以前農機具メーカーで販売セールスをされておりました、今でもその休耕農地を整備して使用したいというか、そういう方ですので、機械等も大きいのを持っておられます。一応新規就農となっておりますけれども、少し自分でされた経験もございますので、何ら問題はないと思います。許可相当と判断します。

○議長（寺田誠一君） 次、8番。

○19番（田上 一君） 貸人、借人、労力不足と相手方の要望ということですが、借人のほうは3町から自分たちで田畑を作っておられるので、何も問題はないと判断しました。

○議長（寺田誠一君） 次、9番。

○10番（坂西孝之君） 労力不足と規模拡大ということで、何ら問題もなく許可相当です。

○議長（寺田誠一君） 次、10番。

○31番（塚本眞由美君） 貸人は現在選果場を営んでおられます。今までお父さんのほうがしっかり頑張っておられましたが、ちょっと高齢になりまして、また借人の

方が退職し、これから万次郎かぼちゃを作り、貸人の選果場に出荷するという  
ことで、許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 担当委員の説明が終わりました。他にご意見あるいはご質問ご  
ざいませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） 他にご意見、ご質問がないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の賃貸借権設定許可申請について、原案どおり決定すること  
に異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第9号は許可することに決定いたし  
ました。

次に、議第10号、農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請についてを議  
題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第10号、農地の使用貸借権設定許可申請について。農  
地法第3条第1項の規定による下記農地の使用貸借権設定許可申請について許可す  
るものとする。平成24年2月29日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑449㎡他12筆、計1万44  
1㎡を、農業者年金受給に伴う再設定で、平成24年3月30日から30年間契約  
をするものです。

2番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑1,731㎡他11筆、計2万  
9,729㎡を、農業者年金受給に伴う再設定で、平成24年3月8日から10年間  
契約をするものです。

3番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の田102㎡他8筆、計1万6,0  
38㎡を、農業者年金受給に伴う再設定で、平成24年4月1日から30年間契約  
をするものです。

4番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田823㎡他8筆、計1万2,4  
16㎡を、農業者年金受給に伴う後継者変更で、平成24年3月1日から10年間  
契約をするものです。

5番、横島町の申請人で、申請物件が横島町の田1,380㎡他1筆、計1,95  
0㎡を、農業者年金受給に伴う経営移譲で、平成24年3月1日から10年間契約  
をするものです。

6番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑623㎡他5筆、計3,797  
㎡を、農業者年金受給に伴う再設定で、平成24年3月30日から30年間契約を  
するものです。



7番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑1,826㎡他4筆、計2,900㎡を、農業者年金受給に伴う再設定で、平成24年3月1日から15年間契約をするものです。

8番、天水町の申請人で、申請物件が天水町の畑2,355㎡他5筆、計8,412㎡を、農業者年金受給に伴う再設定で、平成24年3月1日から15年間契約をするものです。

以上、8件、8万5,638㎡をご提案申し上げております。農地法第3条第2項、各号の禁止規定に照らし申請内容を審査しました。取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題ないこと、下限面積要件も超えていることから、許可要件をすべて満たしているものと判断しましたのでご提案いたしました。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次、担当委員の説明をお願いいたします。

1番、お願いします。

○37番（石本和成君） 貸人、借人は親子関係で、農業者年金受給のために再設定するもので、許可相当だと判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次、2番。

○34番（早高義徳君） 2番、3番、続けて説明いたします。貸人、借人、2番、3番とも親子関係でありまして、農業者年金受給のための再設定でございます。許可相当と判断いたしました。

次、4番、5番、担当委員からのご説明をお願いいたします。

○27番（杉本征子君） 4番の貸人は、後継者へ経営移譲して農業者年金を受給しておりますが、後継者がこのたび農業者年金を受給するために、使用貸借の解約がありまして、その土地を孫に貸し付けするものです。

5番の貸主は子どもへ年金受給のための貸し付けです。借主は熊本に住んでおりますが、実家がガソリンスタンドを経営しておりますので、毎日手伝いに来ており、農繁期には農業の手伝いもしており、許可は相当かと思えます。

○議長（寺田誠一君） 次、6番。

○37番（石本和成君） 親子関係であり、農業者年金受給、また再設定ということで、許可相当だと判断いたしました。

7番、8番も親子関係で、農業者年金受給のための再設定ということで、許可相当だと判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） ただいま6、7、8番について説明が終わりました。

それでは、この件につきまして、他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○12番（本田多美子君） 賃借期間が、最近30年とか15年とか随分長くなったんですけれど、これは何か特別にあるのでしょうか。例えば50年まで特例期間であるからこうなったとか。

○37番（石本和成君） この前、50年までよかという話聞いたんです。それで、天水だけが長いから聞いたところが、担当者は、40年、50年もよかということを言われたです。事務的に便利で、何遍でもせんでよかごとということですよ。

○議長（寺田誠一君） 事務局より見解を。

○事務局（西村則義君） 今、天水の農業委員さんから説明がありましたけれども、私たちも、これは天水のほうが多かったもので、天水のほうに聞いてみました。そうしたところが、今言われたごと、もう何遍でも行かんでよかごと、というような考えがあられるようです。

○12番（本田多美子君） わかりました。それと、この前も出たんですけど、この場合はそれでいいんですけど、例えば、亡くなられて財産分与で、いろいろな方たちが権利になった場合、この30年というのはずっと生きることだったですよ。もう30年までは必ず契約した方がずっと作り続けるということですよ。

○事務局（西村則義君） 賃貸借の場合はそうです。

○12番（本田多美子君） 年取って、もうすぐ亡くなられるような90何歳で30年とかされた場合には。

○事務局（西村則義君） そういった場合は、ここに出ているような30年とか長い場合は、もうほとんど親子間みたいなんですよ。亡くなられれば当然子どもさんが相続されるでしょうし、そのあたりは問題ないと思いますけれども。

○12番（本田多美子君） はい、わかりました。

○議長（寺田誠一君） 他に何かこの件について、ご意見、ご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第3条、農地の使用貸借権設定許可申請について、原案どおり決定することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第10号は許可することに決定をいたしました。

次に、議第11号、農地法第5条、農地の転用許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第11号、農地の転用許可申請について。農地法第5条

第1項の規定により下記農地の転用許可申請について意見決定するものとする。平成24年2月29日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

1番、親子間での使用貸借で、申請物件が滑石の畑356㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

2番、兄弟間での使用貸借で、申請物件が宮原の畑7.61㎡他2筆、計247.61㎡で、転用目的が宅地拡張及び進入路です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

3番、申請物件が大浜町の田1,249㎡で、転用目的が貸資材置場です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

4番、申請物件が横島町の畑97㎡で、転用目的が墓地です。農地区分は農業公共工事の対象になっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

5番、申請物件が岱明町の畑508㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

6番、申請物件が岱明町の田345㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

7番、申請物件が岱明町の畑152㎡他1筆、計343㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は上下水管が埋設された道路沿い、かつ岱明中学校から約200m、岱明幼稚園から約470mに所在する農地で、第3種農地と判断しております。

8番、親子間での使用貸借で、申請物件が天水町の畑551㎡で、転用目的が農家住宅及び作業小屋です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

9番、申請物件が伊倉北方の田318㎡で、転用目的が個人住宅です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

10番、申請物件が伊倉北方の田2.35㎡で、転用目的が宅地拡張です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

11番、親子関係の使用貸借で、申請物件が大浜町の田491㎡で、転用目的が

個人住宅です。農地区分は住宅の連担する区域に近接する農地で、第2種農地に該当し、申請地の他に適当な代替地がないものと判断しております。

以上、11件、4,507.96㎡をご提案申し上げております。申請内容を、農地転用許可基準すべての項目ごとに適合するか否か審査しました結果、いずれも不都合がないものと判断しましたので、ご提案申し上げております。地元農業委員さん同道の上現地調査を行っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） 説明が終わりました。受付番号1番より順次担当委員の説明をお願いいたします。

1番につきましては、地元委員の説明の前に始末書が提出されておりますので、それを事務局から朗読の後に、地元委員の説明をお願いします。

○事務局（宮田正文君） — 1番の案件について始末書朗読 —

○議長（寺田誠一君） それでは、地元委員から、説明をお願いいたします。

○4番（三原一男君） 個人住宅の申請で、現在、使用借人は家族3人で妻の父の家に同居していますが、手狭になったので、今回持ち家の建築を検討し、現在の家の南側に義父の所有する土地が南向きで住宅地適地に位置しており、子どもの小学校も転校する必要がないのでという申請を決定されました。事業目的として新築住宅の敷地として使用されます。計画概要、建築面積が356㎡、建設が軽量鉄骨スレート2階建てでございます。給排水計画、給水は市の上水道を使用されます。排水は生活雑排水・汚水は合併浄化槽を設置して浄化し、その浄水は地元の区長から承認を受け、排水路に流されます。また、雨水も排水管を通じて同じ排水路に流されます。被害防除は申請地の境界にブロックを施工されますので、土砂の流出、水浸破壊はないと思います。事務局が説明されたように、始末書は添付されておりますが、許可相当と判断しました。

○議長（寺田誠一君） 次、2番につきましても、始末書が添付されておりますので、事務局から朗読をお願いいたします。

○事務局（宮田正文君） — 2番の案件について始末書朗読 —

○議長（寺田誠一君） それでは、地元委員からの説明、お願いします。

○10番（坂西孝之君） これは進入路拡張に伴う宅地拡張でございます。もちろん、進入路はございますけれども、住宅がちょっと高台のところにありまして、道路から斜めに上がる。それも上は狭いためにUターンができない。バックで入るという状況のようです。そして、今週からもう1台車が増えるということと、お客様が見えたときには、道路に駐車していただいているということで、車庫は造りませんが露天駐車ということで、何ら問題はなく許可相当と思われます。

○議長（寺田誠一君） 次、3番。

○6番（永田知博君） 申請のこの件につきましては、これは親戚関係で、申請は貸資材置場ということで、先日事務局と現場を視察に行きました。その場でその代表の方にいろいろお尋ねしまして、「資材置場というのはどういうものを置くんですか」ということで質問しましたところ、「庭石ですよ」という説明でございました。しかしながら、「周辺の住民の方の許可あるいは相談とかそういう話はしてありますか」ということでお尋ねしたところ、「それはまだしてない」という話でございました。それで、今日この場に出席する前に事務局に寄っておりましたところ、ここの地区の区長さんが事務局のほうに来られました。全然地元の説明もないのに、こういうのを許可することは困るじゃないかということで、ちょうど私もそこにおったものですから、何事ですかという話で、地区の人が耳にして、集落内にそういう廃品、処分場じゃないですけど、一応これでは資材置場ということですけども、やっぱり庭石だけではないのはもう目に見えているわけですね。それで、その辺を周囲の方々も非常に危惧されて、ちょっと待ってくれ、と。地元の説明をしてもらおうからということで言うてこられましたので、それでは今日の委員会で皆さんにお諮りして、これはもうそのまま、許可相当というわけには、地元の農業委員としても判断できませんので、皆さんのご意見をお尋ねしてと思ひよるわけです。

○36番（藤川賢一君） 資材置場というてもいろいろ資材があるけん、そがんとを、庭石だけとはわからないから。

○6番（永田知博君） この申請書によりますと、事業の目的及び必要性というところには、「現在の資材置場が手狭になったから、他に」ということで、そこを選んだということです。それは、親戚が持っていた土地ですけども、周囲に全然そういう話もないわけです。石だけなら、まあ何とかです。それでももう練りにねって、それは資材、材木だろうが何だろうが、解体業だものですから、多分そういうことを危惧されて言うてこられたと思うとです。住民から申し入れがあったからと言って区長さんが見えたわけです。

○4番（三原一男君） 地元がそういう納得せんならいかんと思うです。区長さんが代表で来ているわけだからですね。

○9番（奥村隆一君） 最後まで案件が終わってから、その問題は全体で検討してみようか。途中でするよりも。

○議長（寺田誠一君） では、審議を進めていいですか。

（はいの声）

○議長（寺田誠一君） それでは、4番。

○26番（松下善伸君） 譲受人が京泊の墓地公園内に墓の建設を考えておられましたけれども、建設用地がないために、墓地公園の隣接地を分筆取得して墓を建設する

ものです。墓の建設に当たっては、畑との境界線をコンクリートブロックで囲い、50cm程度削土し、申請地に3基建設するものです。今回の取得地は個人名義となりますが、墓地管理組合の管理地とすることになっており、事務局とともに現地調査を実施しましたが、墓地公園の左側に位置する申請地は給排水はなく、雨水も自然浸透するというものであり、周囲に迷惑をかける恐れはなく、許可相当と判断いたします。

○議長（寺田誠一君） 次、5番は始末書が提出されておりますので、担当委員説明の前に、事務局より始末書の朗読をお願いします。

○事務局（宮田正文君） — 5番の案件について始末書朗読 —

○議長（寺田誠一君） では、地元委員から、説明をお願いいたします。

○2番（東 令佐君） 申請人は兄から土地を譲り受けて住宅建築を計画されました。いきさつについては始末書のとおりでございます。申請地に隣接している道路には上下水道が通っておりますので、給排水についてはこれを利用するというところでございます。雨水については集水枡を設けて、側溝に流すわけです。被害防除計画については、周囲にコンクリートブロックを設置して被害が出ないようにするというところで、許可相当と判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） 次、6番。

○23番（木村 勝君） 本件土地の周辺には既に住宅が立ち並んでおりますけれど、受人は現在妻と3歳、5歳の子どもとの4人暮らしで、親と同居しておりますが、手狭になったため住宅を今度建設ということでございます。申請地のほうにつきましては、給水につきましては上水道が通っておりますが、雑排水につきましては合併浄化槽を設置し道側の側溝に放流するというところでございます。造成に係る土地につきましては、道路よりも1mほど高くなっておりますが、道路への進入路につきましては傾斜をつけるということでございます。申請土地は平坦地でありまして、特に調整工事はあっておりません。北側は8mほど高くなっておりまして、東、南側には既に住宅が建っております、ブロック塀で囲んでありますので、不許可相当の理由はないと考えております。現地調査をしましたところ、何ら問題はないと思っておりますので、許可相当と判断いたしました。

以上です。

○議長（寺田誠一君） 次、7番。

○19番（田上 一君） 譲受人は現在山田の住宅に住んでおられますけれども、申請の土地は、周囲が全部宅地で隣近所に迷惑かけることはないと思います。下水道も上水道も市の公共が入っておりますので、これも心配はないと思います。ただ、土地が道路などにちょっと土砂が入るものですから、でき上がったときに道路に側溝

に山泥なんか埋まると言われたから、その山泥が流れ込まないように、一応ブロックを2段ばかりしてくださいという注文はして、了解を得ていますから、何ら心配はないと思いますので、許可相当と判断します。

○議長（寺田誠一君） 次、8番。

○31番（塚本眞由美君） 貸人、借人は親子関係であり、イチゴを栽培されております。申請人の借人の方は、2年前に会社を辞めて今両親と一緒にイチゴをされています。現在両親と8人で暮らしておられますが、部屋数も足りなくなり狭くなったために、またイチゴの作業場も必要となり、父親の土地に住宅兼作業小屋を建築されるものです。給水は実家のボーリングを利用し、排水は集落排水が完備されておりますので、そこに接続されます。被害防除は周辺が父親の土地なので、何も問題ないと思います。許可相当と判断しました。

○議長（寺田誠一君） 次、9番、10番です。

○10番（坂西孝之君） 9番は個人住宅でございます。ここは、西側に道路、南側に伊倉のバイパスが通っております。汚水、生活排水については、西側の排水路に流すということでございます。雨水については、自然浸透と合併浄化槽に流すということでございますので、何ら問題はなく許可相当と思われま。

続きます、10番でございます。9番の宅地住宅を建てるに当たって、譲受人はすぐ前のほうでございます。それで許可を取りにいったところが、お互いの思い込みといいますか思い違いといいますか、境がちよっと違うていたということで、話し合いのもとで、ここに面積が載っているんですけども、2.35㎡ということで、お互いに話がついたということで宅地拡張は何ら問題がなく、許可相当と判断します。

○議長（寺田誠一君） 次、11番。

○6番（永田知博君） 貸人、借人は親子でございます、現在同居中でございますけれども、現在住んでおられます住宅のほう非常に古く手狭になったということで、隣接、家の、今自宅のすぐ横のほうに農地がございますけれども、その491㎡、田んぼを埋めまして、ブロック3段ぐらい盛土をして、そこに新築を計画しておられるわけでございます。事業計画書を見ますと、現在住んでおられるところのすぐ隣で、周囲に何の問題も発生するようなことはございません。現場視察も行いましたけれども、雨水、排水の施設もちゃんと合併浄化槽とか市の上水道を利用するというので、何も問題はございませんので、これは許可相当であると判断いたしました。

○議長（寺田誠一君） すべての案件が終わりましたけど、先ほど会議の途中で3番の扱いについては、説明が終了後、さらに議論を進めるということで、決定しました

ので、この件につきまして、改めまして、どういうふうな方法をとるのか、皆さん方の意見を伺いたいと思います。

○3番（西川英文君） これは、地域の住民の方との話し合いが一番大事だと思うんですよ。だから、その辺を抜きにして、ここで許可になるといけないと思いますし、もうしばらく時間を置いて、その辺をきちんとしてもらった上で、再提出というか、申請してもらったほうがよかつじやなかですか。

○23番（木村 勝君） 岱明でも以前同じような事例があました。それで、県から保健所の指導でおおごつしたんです。それで、ある程度地元でそういう書類が出てから判断は。私はこれは継続審議にしたほうがよくはないかと思っています。

○議長（寺田誠一君） 私も岱明の件については、以前これが出て、地元委員が非常に苦勞された話を聞いておりました。したがって、今回についても即答えが出るということには。それが出ていくと、地元委員さんが今度は逆に言えば突き上げられるような格好になってまいりますので、区長さんを中心にして相手方と十分協議を済ませて、そしてその舞台ができた時点でこの問題を再度提出するということが一番妥当なことではないかなと、皆さん方はいかがなものでしょうか。

○34番（早高義徳君） 私も農業委員になってすぐ、田んぼを無許可で埋め立てて、その中に建築の廃材とか何とかが入っていたんです。それで、県の保健所あたりからも来て、いろいろもめて、指導を受けて、結局業者に全部お持ち帰りくださいと、地下水の汚染等も考えられるということで、全部撤去になった件があります。そういうことがあって、今西川さんが言うように、ちょっと保留していいんじゃないかなと。

○事務局（西村則義君） 転用の許可基準の中に、地元の同意がなければ許可できないというのはないんです。それで、今話聞いたことは、事業の実現性だろうと思うんですね。というのは、地元から訴えて反対がありよるとに、本当に事業はするのかと。それで、まず地元の説明会なんかをして納得させてくれと、そういう意味でいるということで、保留ということでもいいんでしょうかね。

○議長（寺田誠一君） だから、目的外使用はしないという確約があれば、あるいは地元の説明が終わった後に。それが来月になるのか、一応一時的に取り下げて、再度詰めて十分態勢ができてから出されるのか、それは地元次第ですよ。

○9番（奥村隆一君） 4人で現地調査に行ったんですけど、そのときは石を置くと言いなはったですね。業者は貸資材置場で石を置くと言いなはったです。石ならいいですよと私は言うたんです。そしたら産廃業者です、この人は。いろいろアイデアとかいろいろしなはるけん。口頭で言うてもびしゃっと、そのとおりにはいかんでしょうね。



○事務局長（永井正治君） 今日も地元の区長さんが来られて、本当に石だけだったらよかつですよ。反対はしませんと。ただ、業種が業種だから、考え方を変えた場合が、やっぱり地域住民としては困るし、特にあそこが前から通学路でもあるし、環境がよくないということで、その確認を、うちとしては、この業者さんと申請者と地元と、その辺の確認をしていただくと。そこで承諾をいただけたら私もいいのかなと思います。

その許可した後に、今度はまた石を置くということで違うとを置かれても、うちのほうとしては逆に言うと今度は何も対応できないとですよ、許可した以上は。その問題が残ってくるとです。集落の外れであればよかつですけど、民家の真ん中だからですね。

○9番（奥村隆一君） 有明中学校のところの北側です。それで周囲は住宅密集地です。

○6番（永田知博君） そこに公民館もある。そこに小学生なんかが全部寄って、その道を通って、そこに集合して登校するわけだから、通学路でもあるわけです。それで、非常にそういう面では地元の方々の意見はある程度通るんだろうと思うわけです。

○事務局長（永井正治君） それぞれトラブルがないように、業者さんと地域を代表して区長さん、その辺との協定とか、そういう感じできちんと納得した形で結んでいただく、了解を得るといふ形ではいかがですか。それしかないのかなとは思っています。協定書なり地域との承諾書が上がった段階で再度審議をします。

○37番（石本和成君） 貸人と借人は親戚ですか。

○6番（永田知博君） そうです。

○14番（田尻敏夫君） 私は詳しいことは知らんばってん、産廃をとるためには県知事の許可があるはずですよ、産廃業者には。それに対して、どういうものは置いてよかとか、どういうのは置いては駄目ですよとか、野ざらしにしたら駄目ですよとかいろいろあるはずですよ。そういうのを、その業者さんに出してもらった上で、判断をするように思っている。でなければ、でけんのではなからうかと思ひます。

○事務局（西村則義君） この申請者は、産廃をとると言いよんなはるとではないんですよ。

○議長（寺田誠一君） どうでしょうか、この問題について委員会としては一時保留をして、その間に地元の関係する方々と相手方と十分協議をして、そして、その条件が整い次第、再度提出をしていただくということで、いかがでしょうか。

○事務局長（永井正治君） 今日の総会の後、そういう地元との調整を行わないと、農業委員会の総会の中で、非常に地元とのトラブルを懸念されるから、その調整を行

った上で再度審議をするということになりましたということで報告しますので、それを受けて業者さんが地元と調整をしていただく。その結果が良好な結果になれば、ここで再度審議をするということで、担当から連絡をしたいと思います。

○議長（寺田誠一君） 他にこの件につきまして、ご意見、ご質問ございませんか。

○31番（塚本眞由美君） すみません、4番です。この墓地なんですけど、うちも墓地を建てるときに市役所関係とかを回って、何回か、2年前、1期目の農業委員のときです。でも、許可が下りませんでした。現在は県許可管轄が市に移ったと言われて、墓地組合を作ればできますとさっき言われたから納得ですけど、これは農業委員会だけの許可ではないんでしょう。他の許可もあるとでしょう。

○事務局（宮田正文君） 今の委員さんからの質問についてですけれども、確かに以前は保健所のほうで墓地埋葬法の許可を出していたんですが、現在は権限移譲関係で市のほうに権限が移っております。それで今市のほうでそういった、先ほどおっしゃったように、墓地管理組合を作ればお墓を建てられるとかということで、基本的には5件集まってから管理組合を作ればできるということになっております。今回、個人名で農地を墓地にするということになるんですが、こちらが担当課のほうにお聞きしたところ、農業委員会の許可後に環境整備課なんですけど、そちらのほうで土地管理組合の変更申請をしていただくと。墓地の拡張になるんですけれども、それに、その管理帳の中に今回の農地についても入れれば、許可は出せますということになっております。本来であれば、墓地管理組合が法人であれば、法人名にしてもらうべきなんですけど、この管理組合というのは、あくまでも管理の組合ですので、法人登記がしてありません。ですから、名義を管理組合で取得することはできなくなっております。ですから、今回個人名での取得ということになっております。しかし、管理のほうも組合でしていただければ、許可の条件には当てはまるということになります。

○31番（塚本眞由美君） では、ここが通ってからその環境のほうに行くんですね。

はい。以前は許可が出ないと言われたから、あらあとと思ってですね。わかりました。

○議長（寺田誠一君） この件で他にご質問、ご意見ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） ないようですので、採決に移ります。

農地法第5条、農地の転用許可申請について、3番を除く案件について、原案のとおり許可相当と意見決定することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第11号は3番を除く10件について許可相当と意見決定することに決定いたしました。

続きまして、議第12号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 議第12号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項により平成24年農用地利用集積計画（案）による利用権の設定等について次のとおり意見決定するものとする。平成24年2月29日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

別紙、農用地利用集積計画（案）のとおり、玉名市長より意見を求められております。16ページから20ページまでの47件の集積です。所有権移転が3件の1万8,418㎡、利用権設定が44件の15万5,410㎡、合計47件の17万3,828㎡の集積でございます。

（事務局より別紙調査書を個々に説明）

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考え、ご提案申し上げております。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（寺田誠一君） 事務局の説明が終わりました。他にご意見、ご質問ございませんか。

（なしの声）

○議長（寺田誠一君） 他にご意見、ご質問ないようですので、採決に移ります。

農用地利用集積計画の決定について、原案どおり意見決定することに異議のない方は挙手をお願いいたします。

（全員 挙手）

○議長（寺田誠一君） 異議がないものと認め、議第12号は意見決定することに決定いたしました。

-----○-----

## 5. 報 告

○議長（寺田誠一君） 続きまして、報告第4号より第6号までを事務局より説明を求めます。

○事務局長（永井正治君） 21ページをお願いします。報告第4号、農地の賃貸借及び使用貸借解約通知書について。農地法第18条第6項の規定による合意解約及び農地使用貸借解約が成立した旨の通知を受理したので報告します。平成24年2月29日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

今回は、26件の解約の通知を受理しております。

続きまして、28ページをお願いします。報告第5号、農地の形状変更届について。下記農地の形状変更届がありましたので報告します。平成24年2月29日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

今回は、4件の届を受理しております。1件が、田の一部が低地であるため、50cm程度盛土するものと、残りの3件は70cmから1m程度盛土して、野菜畑として利用されるものです。

報告第6号、許可書返納届について。下記物件は、県知事許可後に許可書返納の届出があったので報告します。平成24年2月29日提出、玉名市農業委員会会長、寺田誠一。

2件の届出を受理しております。生前一括贈与により取得する予定であったが、不動産取得税の関係上、相続後に取得することとしたため、返納する案件と、土地を父から借りて同居するため住宅を建てる計画だったが、父が亡くなり、また融資も受けられなくなったため返納する案件でございます。

以上、ご報告を終わります。

- 議長（寺田誠一君） 事務局より報告がございました。他に質問はございませんか。
- 9番（奥村隆一君） 22ページの5番、6番、権利不明小作とはどういう意味ですか、説明をお願いします。
- 事務局（立川芳美君） 5番、6番について説明いたします。権利不明小作とは、農地法が昭和27年から施行されておりますが、それ以前の小作契約であって、いつからいつまでという明記がされていない物件です。始期と終期がわからない物件です。もう戦前からということですよ。
- 議長（寺田誠一君） 戦後の昭和27年から農地法というのはできているんでしょう。それ以前のやつは、今言う、(マルコウ) というので残って、権利だけは小作人であったと、地主さんの権限を持っているわけです。
- 9番（奥村隆一君） それの解約は、どうなっていますか。
- 議長（寺田誠一君） 作っている人を強制的にこれを返せということは絶対できないわけなのです、この権利では。戦後の農地法でしているものは、対処方法ができますけれど、戦前から貸しているものを自分が都合がよくなったけん返せと言ったときには、これは倍以上の謝金を払って話をせんと、裁判では絶対負けるんですよ。だから、農業委員会に残してあるのは、(マルコウ) という形で、ちゃんとした名前が管理されているんです。本人が戻せば別として。

その他について何かございませんか。

(なしの声)

- 議長（寺田誠一君） それでは、質問もないようでございますので、本日本日予定しておりました議案審議と報告を終わります。

-----○-----

## 6. 閉 会

○議長（寺田誠一君） 慎重なる審議まことにありがとうございました。  
これをもちまして、農業委員会総会を閉会いたします。

-----○-----

閉 会 午後2時45分

以上のとおり、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名捺印する。

平成24年2月29日

玉名市農業委員会会長                      寺田 誠一

農 業 委 員                                      小澤 一成

農 業 委 員                                      中尾 新一